

## 【履修規則】

第1条 この規則は、学則第11条に基づき履修に必要な事項を定めたものである。

第2条 本学において開設される授業科目及び単位数は別に示す。ただし、都合によりその一部を変更することがある。

第3条 卒業資格を得るために、必修科目を含めて62単位以上を在学中に修得しなければならない。

2 学長は教育上有益と認めるとき、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を15単位を限度に卒業資格を得るための単位と認めることができる。

3 学長は、1年次において合計40単位以上を修得した者について1年次課程修了証書を授与することができる。

4 学長は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限を48単位と定める。

4の2 学長は、前項について、その対象から控除する授業科目を定めることができる。

4の3 学長は、直前の学期において、優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を越えて授業科目の履修を認める。

5 学長は卒業要件単位に含めない授業科目を定めることができる。

第4条 授業の方法は講義、演習、実験、実習又は実技とする。

2 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、園芸研究、学外実習(インターンシップ)、ボランティア、野外調査等の授業科目についてはこれらに必要な学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して単位数を定めることができる。

第5条 学科目を履修するためには、その科目の授業を受講しなければならない。

第6条 学科目を履修しようとする者は、学期初めに所定の受講手続きにより受講届を提出しなければならない。

2 受講届提出後の履修科目の変更、追加、取り消しは原則として認めない。

第7条 単位の認定は授業担当者が、別に定める試験規則により行い、60点以上を合格とする。

2 学長は、卒業又は1年次課程修了の認定を行う。

3 学長は、花卉園芸学、花卉装飾学、花卉装飾学演習の単位を修得し、成績優秀な

者にはフラワーデザイナーの資格を与える。

第8条 授業時間の区分は次のとおりとする。

1時限 9：00～10：30

2時限 10：40～12：10

3時限 13：00～14：30

4時限 14：40～16：10

5時限 16：20～17：50

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月24日改正）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日改正）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月7日改正）

この規則は、平成15年4月8日から施行する。

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。